

次の県営土地改良事業の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月7日

静岡県知事 川勝平太

関係市町名 事業名 地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
磐田市 農村地域防災減災事業 (ため池整備事業) 社山池地区	中遠農林事務所	平成29年2月7日から 平成29年3月6日まで